

(別紙)

「植物防疫法施行規則の一部改正案及びフィリピンから発送されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準案についての意見・情報の募集」の結果について

1 意見・情報の募集の実施状況

実施期間：令和6年9月9日から令和6年10月8日まで

提出意見：2通（計2件）

2 御意見及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
(1)	<p>資料1の2(2)に令和5年6月に現地確認調査を実施したとありますが、6月というのはミカンコミバエの発生・食害の多い時期でしょうか。同(3)に輸入条件が記載され、条件を遵守した場合はミカンコミバエの侵入リスクが無視できるほど低いとの結論に至ったとありますが、植物防疫所の資料にミカンコミバエは寄生初期段階では発見は困難とあります。また、侵入リスクをゼロにすることはできないと思いますが、定量的な評価が行われたのでしょうか。リスクをどのように算定したか教えてください。侵入するリスクが無視できるほど低いとは、言葉どおり侵入することはないという意味でしょうか。それとも仮に侵入しても繁殖することはないという意味合いでしょうか。仮に解禁後にミカンコミバエの発生や被</p>	<p>フィリピン等の温暖な地域では、ミカンコミバエ種群は通年発生しており、アボカドの収穫時期である6月に現地確認調査を実施しました。</p> <p>フィリピンにおいて行われたミカンコミバエ種群のアボカドに対する寄生性の調査及び我が国の専門家による現地確認より、ミカンコミバエ種群の発生密度が一定以下のアボカド園地において未成熟かつ傷のない果実55,756個を収穫・選別し切開調査を行った結果、ミカンコミバエ種群の寄生が無かったことが確認されています。</p> <p>この調査結果を踏まえ、発生密度が一定以下の園地で未成熟かつ傷のない果実を収穫及び選果する措置を実施することで、ミカンコミバエ種群の我が国への侵入リスクを十分に低減することができます。</p> <p>さらに、輸出前にフィリピンの</p>

	<p>害があった場合は、どのような措置をとることになるでしょうか。</p>	<p>検査官が果実検査を行うほか、輸入時には、我が国の植物防疫官が輸入検査を実施します。これらにより、我が国へミカンコミバエ種群が侵入しないよう万全を期しています。</p>
<p>(2)</p>	<p>「ミバエの侵入防止に出国時並びに入国時に燻煙処理など万全を期すこと」などのコメントの記載が必要でないかと思えます。</p>	<p>なお、本年1月に開催された学識経験者等で構成される植物防疫検討会においても、本基準案は技術的に妥当であることが確認されています。本検討会の資料及び議事概要はホームページに掲載していますのでご参照ください (<a href="http://maff.go.jp">植物防疫検討会：農林水産省 (maff.go.jp)</a>)。</p> <p>日本における輸入検査時にミカンコミバエ種群が発見された場合は、当該荷口全量の廃棄又は返送を命じるとともに、その原因が判明し、両国において再発防止策に合意されるまで輸入が停止されます。</p> <p>なお、ミカンコミバエ種群を含む日本への侵入を警戒する病害虫については、全国の植物防疫所や都道府県が侵入調査事業を実施しており、早期発見に努めています。これらの病害虫の国内への侵入が確認された場合には、定着を防ぐため、直ちに防除が実施されます。</p>